

\*\*\*\*\* **注 意 事 項** \*\*\*\*\*

- 1 申告対象：令和3年1月1日から12月31日までの全ての収入と支出です。
- 2 申告の際は、印鑑とマイナンバーカード（または通知カードと、運転免許証や健康保険証など、本人確認ができるもの）を必ずお持ちください。
- 3 所得申告がない場合（未申告者）は、役場の所得証明書等が発行できません。申告期間内に申告しなかった場合は、調査期間（2週間程）経過後発行となりますので、必ず期間内に申告してください。
- 4 申告受付事務を円滑に進めるため、収支内訳書をあらかじめ準備のうえ、ご来場をお願いします。
- 5 申告に必要な書類（出荷証明書/領収書/支出証明書等）が揃っていないと、申告を受け付けられない場合がありますので、必ずご持参ください。特に農業所得申告の人件費については、実際に雇用した人の名前を明記してください。（人件費明細書の添付）
- 6 給与所得者の方で、勤務先から役場へ給与支払報告書が未提出の場合は申告が必要となりますので、勤務先に確認してください。また、給与所得以外の収入がある場合も申告が必要となります。
- 7 確定申告をする方は、必ず確定申告会場で申告してください。
- 8 国保税を決定する際に所得判定ができず必要なサービスが受けられないことがあるため、国保資格をお持ちの方は申告をお願いいたします。
- 9 ご自分がお住まいの集落以外の会場で申告をしても差し支えありません。
- 10 収入が無かった方や非課税年金のみの方も申告が必要です。